

徳島県告示第五百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
合同会社 t w o o p i e c e	板野郡北島町鯛浜字西ノ須四九番地三	訪問看護ステーション わだち	板野郡北島町鯛浜字西ノ須三四番地四 フローラルハイツ 二三〇一	介護予防訪問看護	令和七年十月一日